（仮称）今別町山崎牧場風力発電所に係る環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）第五条第二項の規定に基づき環境影響評価方法書（以下「方法書」）を作成したので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　日本風力開発株式会社

代表者の氏名　代表取締役　塚脇　正幸

事務所の所在地　東京都港区西新橋一丁目四番一四号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　（仮称）今別町山崎牧場風力発電所

種類　風力発電所設置事業

規模　発電設備出力　最大六万四千五百キロワット

三、対象事業実施区域　青森県今別町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

今別町、外ヶ浜町、中泊町

五、方法書の縦覧の場所・時間

今別町役場企画課　受付

外ヶ浜町役場総務課　窓口

中泊町役場総合戦略課　窓口

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧　http://www.jwd.co.jp/imabetsu

期間　平成二十九年九月二十九日（金）から平成二十九年十月二十九日（日）まで

六、意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成二十九年十月二十九日（日）までに問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

七、問い合わせ先

日本風力開発株式会社

〒一〇五―〇〇〇三

東京都港区西新橋一丁目四番一四号　物産ビル

電話　〇三（三五一一）七四八一

（担当）片岡、小澤

平成二十九年九月二十九日

東京都港区西新橋一丁目四番一四号

日本風力開発株式会社

代表取締役　塚脇　正幸

債権申出の公告

当社は、平成十八年十月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十九日

三重県松阪市市場庄町一一三六番地

西村精工株式会社

代表清算人　西村うた子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 29 年 9 月 29 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①日立化成テクノサービス株式会社　②茨城県知事(3)6382号　③代表取締役社長　後藤勝昭　④廃止した主たる事務所　茨城県日立市東町４―13―１　廃止した従たる事務所　茨城県筑西市小川1425　⑤1500万円　⑥茨城県知事　⑦茨城県日立市東町４―13―１　日立化成テクノサービス株式会社　代表取締役社長　後藤勝昭

①日本国土開発株式会社　②国土交通大臣(12)1756　③代表取締役　朝倉健夫　④東京都港区赤坂四丁目９番９号　廃止した従たる事務所　東京都港区赤坂４－９－９　神奈川県横浜市中区花咲町２―65―６　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区赤坂四丁目９番９号　日本国土開発株式会社　代表取締役　朝倉健夫

①有限会社秋山工務店　②神奈川県知事(10)10521　③代表取締役　秋山正幸　④神奈川県相模原市南区旭町24番39号　⑤500万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県相模原市南区旭町24番39号　有限会社秋山工務店　代表取締役　秋山正幸

①住宅情報館株式会社　②国土交通大臣(4)6183号　③代表取締役　黒羽秀朗　④神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　廃止した従たる事務所　埼玉県坂戸市八幡１－２－19　⑤利付国庫債券500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　住宅情報館株式会社　代表取締役　黒羽秀朗

①株式会社ジャーネットシステム　②大阪府知事(1)58426　③代表取締役　原拓平　④大阪府大阪市中央区南本町１－３－９　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区南本町１－３－９　株式会社ＪＮコミュニティ　代表取締役　原拓平

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 29 年 9 月 29 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東京急行電鉄株式会社　②国土交通大臣(11)2621　③代表取締役　野本弘文　④東京都渋谷区南平台町５番６号　廃止した従たる事務所　神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目1301番地　武蔵小杉東急スクエア１階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区南平台町５番６号　東京急行電鉄株式会社　代表取締役　野本弘文